

別紙 3 を次のとおり改める。

1. (1) ①ロ (ロ) 及び (ハ) 並びに同②ホ及びソのただし書きを削る。

1. (1) ④ハのただし書きを次のとおり改める。

ただし、近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道 (区間料金制区間) の各インターチェンジ相互間を連続して通行する E T C 車については、この措置による額が、次表に掲げる額 (単位: 円) に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額を超える場合は、この額と同額とする。

| 軽自動車等   | 普通車     | 中型車       | 大型車       | 特大車       |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 782.909 | 941.136 | 1,099.363 | 1,455.374 | 2,325.624 |

1. (2) ③ロのうち、「同ハ (イ) 又は (ロ) の額」を「同ハの表に掲げる額」に改める。

1. (2) ⑪を次のとおり改める。

#### ⑪障害者割引

イ 西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 14 条に基づく福祉に関する事務所 (市町村及び特別区が設置したものに限る。) 又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙) の定めるところにより交付を受けている療育手帳 (以下「手帳」という。) に、以下のイ) 又はロ) の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車 (営業用の自動車を除く。) で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について (昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者 (以下「重度障害者」という。) が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する (これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する) 自動車 (営業用の自動車を除く。) で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車はE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

ロ 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

(イ) 割引をする自動車

手帳に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ) 又はロ) の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車はE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記イ) 又はロ) の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

1. (2) ⑮ロのうち、「同ハ(ロ)の額」を「同ハの表に掲げる額」に改める。

別添6のうち、Aの項中、

「京都縦貫自動車道のうち丹波インターチェンジ から千代川インターチェンジ までの区間（令和5

|  |
|--|
| 年3月31日までとする。)  |
| 京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジ から大山崎インターチェンジ までの区間 (令和5年3月31日までとする。) |
| 京都縦貫自動車道 (令和5年4月1日以降とする。)                                    |

を

|   |
|---|
| 京都縦貫自動車道のうち宮津天橋立インターチェンジ から丹波インターチェンジ までの区間 (令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。) |
| 京都縦貫自動車道のうち丹波インターチェンジ から千代川インターチェンジ までの区間 (西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。)             |
| 京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジ から大山崎インターチェンジ までの区間 (西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。)            |
| 京都縦貫自動車道 (西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。)   |

に改める。